

令和2年
6月15日発行
第41号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会
太田市新田金井町29
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

太田市優良農業者表彰式並びに 太田市農業後継者報奨式

太田市優良農業者表彰式並びに太田市農業後継者報奨式が
3月3日、太田市役所会議室で行われました。
農業者の模範となる業績が認められ次のとおり表彰されました。



優良農業者表彰者

八木	務さん	(上田島町)
中島	沙織さん	(高林北町)
梅澤	浩さん	(沖之郷町)
太田	安弘さん	(新野町)
齋藤	佳功さん	(新田小金井町)

農業後継者報奨者

阿久澤	直希さん	(世良田町)
栗原	諒さん	(新田市野井町)
周藤	芳男さん	(藪塚町)
新井	智章さん	(藪塚町)
町田	耕一さん	(藪塚町)
越塚	康成さん	(大久保町)

若いうちから! 女性にも! 節税対策にも!

農業者年金に加入しましょう!

- 農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金

+

農業者年金



- 次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上農業に従事

60歳未満

- 農地の権利名義を持たない家族農業従事者の方も加入できます。
- 積立・確定拠出型年金です。(自分で年金資産を積立・基金で運用)
- 保険料は月額2万円～6万7000円の範囲でいつでも見直しができます。(1000円単位)
- 終身年金で80歳までの死亡保障(死亡一時金)があります。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

現況届は忘れずに提出を!

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

農業者年金を受給されている方は、現況届を農業委員会に提出してください。

現況届が 届く時期は...

現況届の用紙は、**5月
末日ごろ**に直接受給者
ご本人宛てに送付しま
す。

現況届の 提出時期は...

現況届は、**6月30日
までに農業委員会**に
提出してください。

新型コロナウイルスによる 影響は...

期限までに提出されな
くても、直ちに支払いの差
し止めはしませんので、安
全を確認ののち、提出をお
願います。

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

次の事項の確認をしてください

- 1 現在、農地(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
 - 2 現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組合員・社員・または株主となっていない。
 - 3 経営移譲(経営継承)時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。もしくは使用収益権の移転または、設定をしていない。(支給停止除外事由に該当する場合を除く)
- ※農地の使用貸借・賃貸借・所有権移転をされた場合、**経営移譲年金や特例付加年金が支給停止になることがあります**ので、事前に農業委員会にお問い合わせください。



太田市農地賃借料情報

田の部 (単位:円)				
締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	7,000	11,800	2,700	343
尾島地区	4,300	8,500	2,100	62
新田地区	6,100	11,200	2,000	239
藪塚地区	9,900	15,000	6,700	26
(参考) 市全体平均	6,500	-	-	670

平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。この情報には使用貸借(賃借料なし)で締結されたものは含みません。

畑の部 (単位:円)				
締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	7,300	10,200	4,000	113
尾島地区	5,900	10,000	5,000	135
新田地区	9,000	15,000	4,000	226
藪塚地区	12,400	24,800	6,500	48
(参考) 市全体平均	8,100	-	-	522

※(参考)市全体平均は、データ数による加重平均の値です。また各金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

令和2年度 太田市農作業参考料金表

作 業 名			単位	税抜単価 (円)
トラクター	水田耕起	1回目	10a	5,600
		2回目	10a	4,800
	畑耕起		10a	4,600
	深耕ロータリー		10a	16,000
	プラウ		10a	6,190
	草刈り(耕作放棄地・畦畔を除く)		10a	5,400
水稲作業	代かき		10a	6,000
	畦畔ぬり(片側機械ぬり)		1m	48
	耕起から代かき		10a	11,200
	育苗(うるち)	出芽	1箱	380
		硬化	1箱	590
	田植え	普通植え	10a	7,800
		施肥付き	10a	8,800
	コンバイン		10a	17,800
	乾燥		60kg	1,200
	粃すり		60kg	800
	稲刈りから乾燥調製		10a	30,000
	薬剤散布		10a	2,200
麦作業	施肥・播種		10a	3,600
	ロータリーシーダー播種		10a	6,200
	麦ふみ(鎮圧)		10a	2,100
	コンバイン		10a	15,600
	乾燥		60kg	1,200
	薬剤散布		10a	2,200
その他の作業	米・麦運搬		10a	2,000
	桑抜根		10a	33,000
	大根播種(耕運・マルチ・播種)		10a	7,000
	掘り取り(牛蒡・ヤマトイモ)		10a	25,000
	マニアスプレッター(貸し出し)		10a	6,000
	臨時雇賃金	オペレーター	1時間	1,570
		一般作業	8時間	7,620
		軽作業	1時間	840

※この料金表は、参考額を示しています。ほ場の条件、作業の難易度、荒廃の程度等により受委託者で協議の上、決定してください。

※消費税は別途計上してください。(ただし、軽作業を除く)

※軽作業料金は群馬県最低賃金を参考に定めています。改正があった場合は下回らないようにしてください。

進めよう、農地の流動化!

農業経営基盤強化促進法による貸し借り

「農地を貸したいが、返してもらえなかったら…」「耕作できないので、農地が荒れてしまう…」
「農地を借りたいが手続きが難しそう…」と思っている方は農業経営基盤強化促進法による貸し借りをぜひご利用ください。



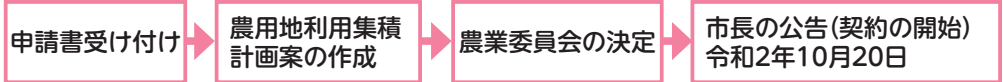
貸し手のメリット

- 貸した農地は、期間が満了すると自動的に貸し手に返還されます。お互いの話し合いにより、途中で解約することもできます。
- 継続して貸したい場合は、お互いの話し合いにより契約を更新することもできます。
- 条件を満たせば支援金が交付されます。
- 農地が耕作放棄地にならずにすみずみ。

借り手のメリット

- 経営の規模拡大と安定化が図れます。
- 契約期間中は安心して耕作することができます。
- 継続して借りたい場合は、お互いの話し合いにより契約を更新することもできます。
- 認定農業者は、条件を満たせば奨励金が交付されます。

契約の始期は5月20日と10月20日の年2回です。



申請書提出期限 令和2年7月31日(金) 申請書は、農業委員会事務局、農業政策課にあります。
契約始期が令和3年5月20日からの場合は、申請の締め切りは令和3年2月末日になります。

提出場所 農業委員会事務局、農業政策課、農地利用最適化推進委員、農業委員

農用地利用集積促進奨励金等について

農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借り(利用権設定)の契約をすると、条件を満たせば農用地利用集積促進奨励金等の対象となります。

- 交付対象者** 奨励金については、利用権設定を受けた太田市の認定農業者
支援金については、太田市の認定農業者に利用権設定をした者

- 対象となる土地** 新規に利用権設定をした農地

※今までに利用権設定をしたことのある農地は対象となりません。

- 対象となる契約年数** 満5年以上

※期間満了以前に合意解約した場合は、交付された全額が返還の対象となる場合があります。

【単価等】			令和2年4月1日現在		
区 分	耕作面積の要件	契約の存続期間等	奨励金等交付単価 (円 / 10a)		利用権の種類
			通年借地	期間借地	
(借り手) 農用地利用集積促進奨励金	270a以上	5年以上 10年未満	4,000	2,000	賃貸借
		10年以上	6,000	4,000	
(借り手) 耕作放棄地再生事業奨励金	な し	5年以上	30,000	－	賃貸借または使用貸借
(貸し手) 農用地利用集積促進支援金	借り手 270a以上	5年以上	5,000	－	賃貸借または使用貸借

- 耕作放棄地再生事業奨励金の申請をする場合は、利用権設定前と設定後の状況が確認できる資料を添付していただきます。
- 市が実施する他の利用集積事業及び耕作放棄地対策事業、並びに農業機械購入助成事業との重複受給はできません。
詳しくは、**農業政策課(☎0276-20-9714)**までお問い合わせください。